

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年3月18日
【会社名】 クレアホールディングス株式会社
【英訳名】 CREA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒田 高史
【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】 03(5775)2100（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役 岩崎 智彦
【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】 03(5775)2100（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役 岩崎 智彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
737,132,310円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】 該当事項なし
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第一部 証券情報を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権（第20回新株予約権）

（1）募集の条件

（2）新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第20回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	16,380,715個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年4月1日
払込取扱場所	該当事項なし

(訂正後)

発行数	16,380,718個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年4月1日
払込取扱場所	該当事項なし

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	16,380,715個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式数を除く。）を基準として算出した見込み数である（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、45円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	737,132,175円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、45円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年5月7日から平成25年5月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 日本証券代行株式会社 本店 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 なお、「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数個の新株予約権を保有する新株予約権者が、例えば1,000個分の新株予約権のうち500個の行使等を禁止するという趣旨ではない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。）。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	16,380,718個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式数を除く。)を基準として算出した見込み数である(本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、45円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	737,132,310円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、45円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年5月7日から平成25年5月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 日本証券代行株式会社 本店 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同様。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 なお、「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部(例えば0.5個の本新株予約権)のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数個の新株予約権を保有する新株予約権者が、例えば1,000個分の新株予約権のうち500個の行使等を禁止するという趣旨ではない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
737,132,175円	45,356,608	691,775,567

(注)

- 上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。なお、当該発行諸費用の内訳は下記の通り。
 - 業務委託報酬 36,856,608円 三田証券株式会社
 - 弁護士報酬 3,000,000円 第一中央法律事務所
 - 株主名簿管理人への手数料 2,000,000円 日本証券代行株式会社
 - その他諸費用(各口座管理機関事務手数料等) 3,500,000円
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
737,132,310円	45,356,615	691,775,695

(注)

- 上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。なお、当該発行諸費用の内訳は下記の通り。
 - 業務委託報酬 36,856,615円 三田証券株式会社
 - 弁護士報酬 3,000,000円 第一中央法律事務所
 - 株主名簿管理人への手数料 2,000,000円 日本証券代行株式会社
 - その他諸費用(各口座管理機関事務手数料等) 3,500,000円
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。